

提 供 日 2019/08/02
タ イ ル 児童福祉法に基づく改善勧告・公表について
担 当 健康福祉部 福祉長寿局福祉指導課
連 絡 先 法人児童指導班
TEL 054-221-2960



Shizuoka Prefecture

認可外保育施設に対し、児童福祉法に基づく改善勧告を行いましたが、改善が図られなかつたため、同法第59条第4項に基づき、改善勧告の内容及び状況について公表します。なお、同法に基づく改善勧告・公表は本県では初めてです。

1 改善勧告を受けた者

- (1) 認可外保育施設 ゆめあい保育園
- (2) 設置者 梅田 雄司
- (3) 施設の所在地 掛川市二瀬川6-39 ドリムーンII 1F
- (4) 開設年月 平成27年4月

2 改善勧告の公表に至る経緯

当該施設は、認可外保育施設指導監督基準に違反する事項が多数あったことに加え、保育従事者等の不足により、夜間児童が屋外に出ていた旨の通報が複数あり、繰り返し指導を行ってきました。

しかし、改善が図られなかつたため、平成31年2月20日、利用児童の安全・安心の確保及びサービスの質の確保の観点から、改善勧告を行いましたが保育従事者の配置などの勧告内容について、未だ改善が図られていません。

3 主な改善勧告の内容及び状況

- (1) 保育従事者を、常時、複数名配置すること。

【状況】保育に従事する者を1人しか配置していない時間帯がある。

- (2) 保育に従事する者の概ね3分の1以上が保育士又は看護師（准看護師含む）の資格を有する者とすること。

【状況】基準を満たす有資格者を配置していない。

4 今後の対応

利用している児童の保護者に本事案を連絡するとともに、関係市町と連携し、利用者のニーズに応じて新たな利用先の確保等に努めていきます。施設に対しては、新規児童の受入れについて自粛するように要請していきます。

なお、今後、改善が図られない場合、児童福祉審議会の意見を聴いて、事業の停止又は施設の閉鎖命令の措置をとる場合があります。